

森林・林業基本計画（案）に対する意見の要旨及び当該意見の処理の結果

処理の結果の凡例及び項目数（重複を排除し 122 項目）

1 : 趣旨を取り入れているもの	(54 項目)
2 : 趣旨の一部を取り入れているもの	(45 項目)
3 : 修正するもの	(4 項目)
4 : 今後の検討課題等	(19 項目)

該当箇所	意見の要旨	処理の結果	処理の理由等
第1 森林及び林業に関する施策についての基本的な方針	森林所有者の施業意欲の減退について記述しているが、その原因である造林投資のマイナス利回りの現状と支援施策が十分でないことを「第1の1の(4)」に記述すべき。また、多くの森林所有者は苦しい中でも可能な努力をしていることを前向きに評価すべき。	1	森林所有者の施業意欲の減退の要因として木材価格の下落等による林業の採算性の悪化等を明記しています。また、厳しい情勢の中で意欲的に取り組んでいる方々については、第1の2(3)で取り上げているところです。
1 森林及び林業をめぐる情勢の変化と施策の効果に関する評価を踏まえた新たな基本計画策定の必要性 (1) 利用可能な資源の充実	「高齢級の森林については、このような情勢の変化を踏まえ、資源としての積極的な利用を行ながら…高齢級の森林について、 <u>更新基準の明確化を前提として</u> 、コストを抑えた択伐や間伐といった抜き伐りや小面積皆伐の適切な実施等 <u>などその利用推進</u> を本格的に進めしていくことが必要となっている」 （「利用可能な資源の充実」という「情勢の変化」を受け、「それを積極的に利用していく」という明確なメッセージを送るべき）	2	利用可能な段階を迎えた森林資源の積極的な利用の必要性については、重点的に取り組むべき事項として、第2の4(3)で記述しています。
(2) 森林に対する国民ニーズの多様化	国土の保全は、国民生活の基礎の基礎であり、私たちの財産権にも影響を及ぼす問題である。私たちはもちろん、子や孫の世代まで緑あふれる自然を残せるよう、そういった有意義かつ正しい政策にお金を使うべき。	1	森林がもたらす恩恵を将来にわたって国民が享受できるようにすることを基本として、国土の保全、水源のかん養等の森林に対する国民のニーズに応えていくために必要な森林の整備や治山対策に関する取組を推進していくこととし、この旨第1の1(2)、第2の3(4)、第3の1(1)(2)等において記述しています。
	2005年に「景観法」が施行され、そこで営まれている農林業を活性化しながら、良好な景観を形成していくことをねらいとして、景観計画区域に指定された森林は、市町村がつくる森林整備計画の中で良好な森林として整備されていくこととなる。これらの関係を基本計画中でどう配慮していくのかが必要ではないか。	1	第1の1(2)において、景観の保全などの国民のニーズに応えていくことが重要としており、森林の整備や保全に当たってはこうしたニーズを踏まえて推進していくことが重要である旨記述しています。
	全体構成の問題もあり、ここでは本当のエンドユーザーである市民が森林・林業（林産業）に求めているニーズを明確にし、それらをトレンドで把握し、多様化・個性化の具体的な内容を再整理していかがかと考える。なお、関連して、山村問題、特にヒトの問題としてのニーズも加えてみてはいかがかと考える。	1	第1の1(2)及び2(1)において、森林に対する国民ニーズの多様化、国民・消費者の視点の重視を掲げ、これを基本として全体を整理しています。また、第3の1(4)に記述しているように、山村地域の活性化に当たり、地域の特性や都市住民等のニーズを踏まえて定住促進の仕組みづくりを推進していくこととしています。

該当個所	意見の要旨	処理の結果	処理の理由等
(3) 木材の需要構造の変化と新たな動きの活発化	<p>木材の需要構造の変化は</p> <p>①海外資源・外材環境の変化に対応すべきホームビルダー・製材・加工業者の供給構造の変化（本文で表現している「需要構造」は注釈が必要）によるもの、</p> <p>②木材本来の需要（製紙、建築用材（構造材・内装材など）、ログハウスなど丸太、新たな木質系バイオマス利用など</p> <p>③加えて、市民のエンドユーザーの木材利用に関する需要構造変化</p> <p>がより鮮明に把握される必要。</p> <p>木材需要の内容が再整理され、より具体的に計数整理がされると何が主流なのか、何が新しい変化なのかが（趨勢と計数的変化が）同時に理解されるのではないか。</p>	2	木材の需要構造の変化について、住宅建築向けの製材用材の動向、外材輸入の動向、国産材利用拡大の状況及び木質バイオマス利用の動向等を踏まえ記述しています。
(4) 林業及び木材産業の構造改革の立ち遅れ	林業や木材産業の「所有構造や生産組織の零細性が克服できていない」ことや加工、流通における「大量、安定的、かつ低コストでの供給」の必要性の指摘は、長年にわたって改善されなかつたこの問題に正面から取り組む意欲が感じられる。この項目の記載内容を高く評価。	1	木材の安定供給体制の整備を中心とする林業・木材産業の構造改革に向け、施策を推進して参りたいと考えています。
第1 2 新たな基本計画策定に当たっての基本的視点	<p>「新たな基本計画策定に当たっての基本的視点」は全体として高く評価し、特に、今後の「攻めの林政の展開」に大きく期待。</p> <p>計画期間中に取り組むべき施策の方向、内容、実現に向けた工程について、方向は良としても内容・工程までも20年間という計画期間は長すぎる。基本的視点では方向性だけに止め、第2の「森林の有する多面的機能の發揮…に関する目標（P8～）で詳述することも一考ではないか。</p>	1 1	<p>「攻めの林政」を展開していくための施策を推進して参りたいと考えています。</p> <p>本基本計画は今後20年程度を見通して定めるものですが、森林・林業基本法に基づき、概ね5年毎に必要な変更を行うこととなっており、工程表については、当面の5年間を対象に作成することを想定しています。</p>
(第4の1)	新計画を実現するための多くの項目について、年次別達成目標を具体的に定めた工程表を別途に作成し、このために必要な施策も明らかにして取り組むべき。	1	第1の2及び第4の1で記述しているとおり、今後、この計画期間中に取り組むべき施策の方向、内容、実現に向けた工程を明らかにして施策を推進していくこととしています。
(第4の1)	<p>森林整備のためには、新たな財源措置が必須の要件であり、このことについて国民的理解を得るために、新たな財源が効率的に森林整備に役立つとの国民への十分な説明が必要である。</p> <p>このためにも、新しい施策を早急に提示する必要があり、新基本計画策定後は、引き続いてこの計画を実現するための具体的な数値目標の設定や有効な施策についての論議・検討を進めるべき。</p>	1	第1の2及び第4の1で記述しているとおり、今後、この計画期間中に取り組むべき施策の方向、内容、実現に向けた工程を明らかにして施策を推進していくこととしています。
(3) 新たな動きを踏まえた攻めの林政の展開	メリハリの利いた施策展開は大歓迎。しかしながら、活力ある地域起こし・活性化する事業体などをみると必ず先導的・革新的・先発的感覚と勇気を持った「中心的人材（リーダー）」がいるため、この先導的人材育成についても攻めの林政課題の一つに掲げてみてはどうか。	1	全体を通じて、施業を効率的かつ効果的に行うための人材の育成や、林業改良普及事業等を通じた高度な技術を有する者の養成、森林環境教育に関する企画能力を有する人材の育成、効率的かつ安定的な林業経営を担うべき人材の育成等について記述しています。

該当個所	意見の要旨	処理の結果	処理の理由等
(第3)	森林整備関係はある程度具体的な目標が記述されているが、保全対策では、具体的な目標が示されていないので、目標を示すべき。	1	森林の有する多面的機能の発揮に関する目標は、森林の区分毎に望ましい森林の姿やそれに誘導するための施業の考え方を示すとともに、森林の整備及び保全に関して重点的に取り組むべき事項を明らかにし、関係者の取組が適切になされ、各般の課題が解決された場合に実現可能な森林の状態を示しています。このため、例えば、水土保全林の望ましい姿として、「樹木の根が深く広く発達することにより土壤を保持する能力に優れ、さらに水を浸透させる土壤のすき間が十分に形成されることにより保水する能力に優れた森林であり、必要に応じて土砂の流出防止及び崩壊を防止する施設等の治山施設が整備されている森林」としていることや、重点的に取り組むべき事項として「国民の安全・安心の確保のための治山対策の推進」を掲げるなど、この目標は森林の保全も含め、森林の有する多面的機能全般に関する目標となっています。
	計画（案）でも要因など分析がされているが、現状の抱える課題（森林整備量、木材供給量、林業労働力等）からして目標が達成されるのか疑問。	1	御意見にあるとおり、本基本計画においては、現行の基本計画の目標が達成されなかつた要因を分析し、その上で、今後重点的に取り組んでいく事項や個々の施策の方向性、適切な工程管理について記述しているところであります、目標達成に向けて努力していきたいと考えています。
	「…10年間の目標値に対する達成状況が低位にとどまっている。」との評価をしているが、設定した目標値と目標値設定時における実績（過去の趨勢値）との間の乖離（政策的階差）がどの程度あったかということも、併せて検証しておく必要性はないだろうか。	1	平成18年3月25日に開催された林政審議会において、御意見の点も含めて御議論いただき、その上で本計画案を作成しています。
	コストダウンをいかに実現するかという点から複層林化の具体的な姿とその施業体系を示すべき。 現人工林の歪な齢級配置を是正し、将来に亘って在来軸組工法を前提とした製材需要に応えるためには、環境負荷軽減を考えた小面積皆伐とその後の再造林の確実な実施を打ち出すべき。 伐期に達しつつある人工林の伐採＝利用段階を前に、多面的機能を担保するには適切な伐採制御（皆伐面積の上限設定、搬出方法の制限、伐採届出制の徹底）が不可欠であるといった状況を踏まえた施策を打ち出すべき。	2	複層林を含め多様な森林への誘導に当たっては、森林所有者等への施業方法の提示、効率的な施業技術の普及等を推進していくことを記述しています。 また、人工林のうちの育成单層林については、第2の3に記述しているように、面的な広がりやモザイク的な配置に留意しつつ望ましい森林の姿に誘導するとともに、それを通じて供給される木材を有効利用することとしています。
第2 1 目標の達成に向けた取組の検証 (1) 森林の有する多面的機能の発揮に関する検証	P9の育成複層林について、中段の「ウ 要因」に「技術が浸透していないかったこと」との記述があるが、九州においては複層林化する技術は困難であり、低成本で誘導できるとはとても思えない。現在の市場でも一般の大径材は、柱材に比べて安いのが現状であり、台風等のリスクを抱えて長伐期化して安い材を生産するのは、あまり良い考えとは思えない。 また、モザイク状の針広混交林はあり得るかもしれないが、単木状の針広混交林はありえないと思う。	1	育成複層林をはじめ多様で健全な森林への誘導に当たっては、一律に複層林化を推進するという考え方ではなく、国民のニーズ、立地条件及び社会条件等を踏まえて進めていくこととしており、その際には、天然力の活用や帯状又は群状の伐採等による効率的な施業を推進することとしており、必ずしも困難ではないと考えています。

該当個所	意見の要旨	処理の結果	処理の理由等
(1) ウ 要因	健全な複層林や針広混交林の造成には、現場で森林造成を担当する者が円滑に使いこなせる内容の技術指導（マニュアル）の作成と、その誠実な実行のための訓練等、現場担当技術者の養成について、具体的な記述が必要。	1	第3の1(1)①に記述しているとおり、森林所有者が施業を選択する場合の目安となるよう、施業方法の提示や効率的な施業技術の体系的な普及等を推進することとしています。また、第3の1(3)に記述しているとおり、地域が一体となった森林の整備を促進するため、必要となる技術を有する者の養成にも取り組むこととしています。
	針広混交林化や広葉樹林へ誘導する低成本施業や下層木の損傷のない技術、光環境を適切に維持する技術については、その具体的な技術的手法が確立されておらず、現場では混乱しているのが実情。したがって、「十分浸透していなかった」という要因ではなく、「その具体的な技術的手法が確立されていなかったこと」とするべき。	2	多様な森林への誘導に向けた技術については、一定の確立がなされているものの、地域性を踏まえたものとなっていなかったこと、一部の地域にその成果がとどまっており多様な森林整備を行おうとする森林所有者の取組意欲の喚起につながっていなかっただことが要因と考えています。
2 目標設定に当たっての基本的考え方	「…工程管理を適切に実施し、…」とあるが、具体的にどのようなことをするのか。実際にこのようなことが可能なのか。	1	第4の1にあるとおり本基本計画に記述した各種施策について、その推進に関する手順、実施の時期と手法、達成目標等を示すこととしています。
3 森林の有する多面的機能の発揮に関する目標 （第3の1(1)①）	育成単層林施業におけるモザイク状の区画皆伐、育成複層林施業における「帯状又は群状の抜き切り等により効率的に複層状態への森林へ誘導」を長い時間をかけて行うという考え方は、わが国の森林の現実実態に即したものであり、この変更を歓迎。	1	多様な森林への誘導のための施策を推進して参りたいと考えています。
3 (3) 望ましい森林の姿とその誘導の考え方 ②森林の区分ごとの望ましい森林への誘導の考え方	「…より高齢級での伐採を指向することとし、」の、よりとは具体的に何に対してなのか不鮮明。 スギ・ヒノキ・カラマツ・エゾマツ・トドマツなどの主要な樹種についてのより具体的な長伐期対策について、具体的な指標・基準を示す必要。	1	従来考えられてきた主伐の林齢を徐々に高めていくことを見込んでいます。また、第3の1(1)①において、長伐期化を含めた多様な森林への誘導のため、森林所有者等に対する施業方法の提示、効率的な施業技術の体系的な普及等を推進していくこととしています。
(4) 森林の有する多面的機能の発揮に向けて重点的に取り組むべき事項 （第3の1(1)）	地球温暖化に対する森林整備費の確保が不十分。上積みを図る必要があり、来年度の環境税対策を視野に入れた取組が必要。	2	まえがきや第2の3(4)②に記述しているとおり、京都議定書の約束達成のためには、健全な森林の整備、木材及び木質バイオマス利用の推進等が必要であると認識しており、そのためには、関係者の連携の下、第3に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進していくことが重要と考えています。また、第3の1(1)⑦に記述しているとおり、森林整備等に必要な経費については、今後の社会構成の変化を踏まえ、国民の理解を得つつ、的確に選択していくことについて検討していくこととしています。

該当個所	意見の要旨	処理の結果	処理の理由等
(4) ①国民ニーズに応えた多様で健全な森林への誘導 (第3の1(1)①)	広葉樹の資源が少ないので広葉樹の確保が必要である。	2	第2の3(4)①や第3の1(1)①に記述しているとおり、立地条件等に応じて針広混交林化・広葉樹林化等の多様で健全な森林へと誘導することとしており、そのための適正な森林の整備を通じて広葉樹も含めて供給されるものと考えています。
	真正面から私有林経営が活性化する施策を講じることが最も安価で多様な森林の整備につながるものであり、「地方公共団体による森林所有者等への施業の働きかけや、公的機関による森林整備等を促進する」ことには反対。	2	第3の1(1)③に記述しているとおり、公的な関与による森林整備は、森林所有者等が自助努力を行っても適正な整備が進み難い森林について、まず、市町村及び都道府県が、森林組合等の林業事業体による施業等の集約化や間伐の効果的な実施を促進し、それでもなお適正な整備が進み難い森林のうち、公益的機能の発揮に対する要請が高く適正な整備が必要な場合に、公的機関による整備を行うこととしています。
(4) ⑥森林を支える山村の活性化	山村における人口問題についても言及することによって、今後の課題、対策がより鮮明に浮き彫りになってくるのではないか。	1	第3の1(4)に、山村は過疎化や高齢化の進行を記述した上で、今後取り組むべき施策の方向性を記述しています。
(5) 森林の有する多面的機能の発揮に関する目標	未立木地等については自然林へと誘導管理するなど、自然林の拡大を明確に打ち出すこと。	2	第2の3(3)に記述しているとおり、水源かん養機能等の発揮の観点から植栽が必要な未立木地や荒廃した林地については、必要に応じて天然力を活かしつつ、長期的に複層状態の森林へ誘導するほか、育成単層林についても、立地条件等に応じて天然力を活用して針広混交林等に誘導していくこととしています。
4 林産物の供給及び利用に関する目標	政府はもっと日本の木を使うよう国民に宣伝すべきだし、木材生産を20年先には6000万m ³ 位に上げる方策を考えるべきと思う。また木材を使う家は20~30年ではなく100年以上の長寿命の家を奨励し、紙の節約と共に森林国日本に相応しい天然資源の自給自足、資源節約の生活様式に誘導すべき。またバイオエネルギーも10年で5%、20年で10%位の目標値をもって推進すべき。	2	国産材の需要を拡大するため、ターゲットに応じた戦略的普及や木質バイオマスの総合利用を推進することとしています。
	林産物の供給及び利用に関する目標について、合板用材は大きく伸びると考えられるが、製材用材の伸びはすべて集成材用なのか、それとも一般用材の伸びがあると考えているのか明確にしてほしい。それによっては素材生産から製材業界すべてにおいて方向転換も検討する必要が生じてくる。	4	木材の用途別利用量の目標については、生産される木材の品質や太さを考慮し、製材用材、合板用材等の用途別に示しているものです。製材用材の目標値の細分化については、利用目的が同じであり、その内訳を施策の目標とすることはなじまないことなどから行わないこととしています。

該当箇所	意見の要旨	処理の結果	処理の理由等
(1) 目標の意義	(…つながるものである。) 「さらに、全体の木材需要の中で地域の森林から供給される木材の地域での利用を推進することは、輸送過程の環境負荷を削減し、利用者が生産過程の環境負荷や循環的生産過程に理解を深めていくこととなり、きわめて有意義なことである。」 (したがって・・・)	2	循環型社会の形成や持続可能な社会の実現に資するための一つの手法と考えていますので、原文どおりとさせていただきます。
(3) 林産物の供給及び利用に向けた重点的取り組むべき事項	川下対策で大切なことは最終消費者に視点を当てて需要拡大・市場形成を進めていくことではないか。 国の役割も重要と考える。重要な項目の一つと考えるので、もっと紙面を費やしてもいいのではないか。	1	第3の3(3)で、消費者重視の新たな市場形成と拡大に向けた施策を講じていくこととしています。
①木材の安定供給体制の整備	同一の支援施策による公正な競争条件の下で、地域内の複数の造林・伐採事業体が切磋琢磨して、コスト削減に取り組む競争条件の整備に取り組むべき。	1	生産コストの縮減を図るために施策を推進することとしています。
②木材産業の競争力の強化	川上から川下までの意欲ある者が連携して取り組む18年度からの新規施策である「新生産システム」の成果を検証しつつ、この種の施策の拡充を図るべき。	1	第2の4(3)①に記述してあるとおり、需要者ニーズに対応していくため、民有林と国有林を通じた木材の生産、加工及び流通の一体的整備等の木材の安定供給体制の整備を推進していくこととしています。
③消費者重視の新たな市場形成と拡大	「③消費者・需要者を重視した新たな市場形成と拡大 このような観点から、消費者・需要者の価値観形成をはかるため」 (木材の消費構造を分析すると商品選択のアクターとして政府・企業の役割が大きいと指摘されている。新たな市場形成と拡大のためには、消費者のみならず、企業の調達行動が重要。)	3	消費者重視の新たな市場形成と拡大については重点的に取り組むこととしているところですが、企業による木材の利用拡大の重要性をより明確にするため、第2の5の(5)を次のとおり修正します。 森林の整備及び保全活動、山村との交流、間伐材を含む木材の利用等の取組に参画・協力するとともに、これらを通じて森林及び林業についての理解を深める。特に、木材を原材料として利用する企業は、製品の開発や用途開拓等に取り組む。 また、NPO等の団体においては、これらに加え、森林づくり活動の企画・提案や政府等への提言・情報発信に取り組む。
(4) 林産物の供給及び利用に関する目標	現在の山元立木価格を前提とした国産材需要増大は、再造林放棄の拡大を惹起するのではないかと危惧しており、経営意欲が高まる林业振興施策の徹底した充実と併せ、より高い供給目標数値とすべきであり、平成27年時点の計画量は、少なくとも現行計画の平成22年数値に変更すべき。	2	再造林コストを含む施業コストの低減の観点も踏まえて、長伐期化等を推進することとしており、これに必要な間伐等の計画的な実施を最大限見込んでいるところです。 なお、今回の目標値は、実績に対して35%アップの目標としており、25%アップを見込んだ現行計画よりもむしろ積極的な目標としているところです。
5 関係者の役割	流域管理システムの機能強化に向けて、民有林・国有林が連携する場合に流域で物事を決定し、推進する体制・権限・予算の担保が必要である。 流域活性化協議会における取組は、予算や権限問題などがあり、流域における課題解消に向けた取組が不十分。	2	民有林・国有林の連携を始め、流域単位での連携が重要と考えており、その旨を第2の5や第3の4等で記述しています。 民有林・国有林の連携を始め、流域単位での連携が重要と考えており、その旨を第2の5や第3の4等で記述しています。

該当個所	意見の要旨	処理の結果	処理の理由等
	多面的機能の発揮は誰（一般的には不特定多数の市民）に対して、誰が、どのような形で、どんな関係を持つかということが鮮明にされることが本来望ましいため、それぞれの利害関係者、特に市民・森林所有者・林業事業体・行政などの役割、なかでも市民との間を繋ぐ行政の持つ役割についても触れられることが必要。	1	第2の5の関係者に期待する役割において、地方公共団体は地域特性を踏まえた関係者の主体的な取組を促進することとしています。
(1) 地方公共団体	「…森林を支える林業・山村の振興に取り組む。また、適切な調達政策、建設行政を通じ地域材の利用促進に取り組む。」 (地域材の利用推進に取り組む地方自治体の調達政策や建築行政の役割が大きい。住生活基本法および同基本計画にも同趣旨の記述があり連携を望む。)	2	第2の4(3)③において、関係府省、地方公共団体等が連携して公共部門における木材利用を推進する旨記述しています。
	「地域森林計画や市町村森林整備計画の策定、環境負荷の少ない地域材利用推進等を通じ、地域特性を踏まえた関係者の主体的な取組を促進するとともに、森林を支える林業・山村の振興に取り組む。」	2	地域特性に応じた取組の一環であり、原文どおりとさせていただきます。
(4) 木材産業関係者	「木材の生産、加工及び流通の合理化、ニーズに応じた技術開発、消費者・需要者への適切な情報提供、政府等への提言・情報発信等に取り組む。」 (施策の対象者としてNPO団体より直接に関係の深い木材業界に対しても「政府等への提言・情報発信に取り組む」という記述があるべき。)	2	木材産業の健全な発展（森林・林業基本法24条）のためにには、政府の施策と一緒に取り組むものと考えており、政府への提言や情報提供をあえてNPOと同様に記述する必要はないものと考えます。
第3 森林及び林業に関する、政府が総合的かつ計画的に講すべき施策	京都議定書の3.9%の約束を果たすための方策が見てこない。 日本の天然資源の唯一とも言える森林は我々の生活に、山村の生活に、この近代化に、また環境問題に直結している。国はもっと本格的に取り組み、国家予算の1%位は投入すべき。	2	まえがきや第2の3(4)②に記述しているとおり、京都議定書の約束達成のためには、健全な森林の整備、木材及び木質バイオマス利用の推進等が必要であると認識しており、そのためには、関係者の連携の下、第3に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進していくことが重要と考えています。
	現在国有林は間伐を主体に実行しているが、ある程度は主伐を実行して、森林の更新を図っていくことが、より森林の力を発揮するものであり、このためにも人手と資金を十分に森林へ投入されるよう国に望む。 森林に人手を投入する事により雇用も増し、森林整備もできることから温暖化防止はもとより、山村を含めた地方の活性化にも貢献。 今の石油製品、特に燃料類の高騰により、現在の重機等による林業生産は大打撃である。加えてここ10年来的木材価格の低迷で、森林・林業界は消えて無くなるのではと危惧。 以上のような状態から脱出するためにも森林整備に大幅な資金投入と、石油価格対策、主間伐のある程度の見直しを図る事など、今後長期にわたる施策を要望。	4	本基本計画は、今後20年程度を見通したものですが、第4の2に記述しているとおり、政策ニーズ等に応じて効果的な施策の実施を図ることとしています。なお、森林整備等に必要な経費については、第3の1(1)⑦に記述しているとおり、今後の社会情勢の変化を踏まえ、国民の理解を得つつ、的確に選択していくことについて検討していくこととしています。
	森林認証制度について、補助政策含め一体的な林政施策のもとでの対策の確立が必要。	4	森林認証については複数の民間団体において自発的に行われている取組であり、政府として直接的に補助するには馴染まないと考えています。

該当個所	意見の要旨	処理の結果	処理の理由等
1 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策	高齢級化した林業の将来像（林業の姿）が、イメージできない。複層林では単層林に比べ保育コストが抑制できる一方で伐採コストは増加し、また、林業機械もそれに対応できるよう改良が必要になる。また、生産される材も大径化するため、加工施設の更新やそれらの利用方法など加工部門でも設備投資が必要になる。今後の林業・木材産業の具体的な姿を如何にイメージさせ、関係者に理解を求めていくのか検討願いたい。	1	第3の1(1)②で記述しているとおり、高齢級の森林整備に対応し得る低コスト・高効率な作業システムの整備、普及及び定着を推進することとしています。また、川下対策についても、第3の3(2)において、消費者ニーズに対応した製品開発等を進めていくこととしています。
	長伐期施業や長期循環育成施業を進める場合、1循環する間に4世代5世代の相続税が発生することが予想されるが現在の生産性・収益性から不可能ではないかと感じる。指向する森林づくりに合わせて税制も見直すことを検討すべき。	4	税制については、経営実態や経済状況を適切に見極めつつ、今後とも必要な措置について検討して参りたいと考えています。
	日本の木材年間総需要量は9千万立米となっているが、国産材の供給量は2千万立米弱であり、効果的な違法伐採対策を進めると共に国産材利用対策をとることが必要。	1	「違法に伐採された木材は使用しない」ことの重要性のPR等違法伐採対策を進めるとともに、企業や消費者への集中的なPRや木材輸出等木材需要拡大を推進することとしています。
	山林税制については、相続税は撤廃すべき、また、林業経営者に対しては生活所得補償ということも含め還付すべき。	4	税制については、経営実態や経済状況を適切に見極めつつ、今後とも必要な措置について検討して参りたいと考えています。
	平成19年度予算においても地域の実情を反映した対策を講ずる必要。	2	施策については、地域の実情を踏まえつつ総合的かつ計画的に推進することとしています。
2 地球温暖化防止対策に関する施策	地球温暖化は待ってはくれない状況となっており、森林整備等に関わる予算対策と共に、継続審議となっている環境税導入を視野に入れた温暖化防止対策など、地域の実情を踏まえた具体的な対策について、継続的に措置されるよう早期な検討を望む。	4	まえがきや第2の3(4)②に記述しているとおり、京都議定書の約束達成のためには、健全な森林の整備、木材及び木質バイオマス利用の推進等が必要であると認識しており、そのためには、関係者の連携の下、第3に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進していくことが重要と考えています。また、第3の1(1)⑦に記述しているとおり、森林整備等に必要な経費については、今後の社会情勢の変化を踏まえ、国民の理解を得つつ、的確に選択していくことについて検討していくこととしています。
	地球温暖化対策の京都議定書達成計画に沿うよう、森林の温室効果ガス吸収量を高めるため、予算上積みを考えるべき。	4	第3の1(1)⑦に記述しているように、森林整備等に必要な経費については、今後の社会情勢の変化を踏まえ、国民の理解を得つつ、的確に選択していくことについて検討していくこととしています。
	地球温暖化ともリンクする森林整備等と労働力を確保し、実行性ある施策を確保すべき。環境問題等に大きく関わる林業等については、一律的な対応では問題があり、しっかりと財源を確保すべき。	1	森林整備については第2の3(4)②にあるとおり、京都議定書の約束達成に向けた総合的取組を推進するとともに、労働力の確保については、減少傾向にあることを踏まえ、林業就業者の確保・育成に向け、第3の2(2)で掲げている施策を進めています。なお、財源については、第4の2のとおり、限られた中で最大限有効に活用することを旨として進めて参りたいと考えています。

該当個所	意見の要旨	処理の結果	処理の理由等
(1) 多様で健全な森林への誘導に向けた効率的・効果的な整備	将来的には混交林に進んでいくのが自然であるが、世界的な木材需要の動向を踏まえれば、更なる人工林の整備を進めるべきではないか。	2	第3の1(1)に記述しているとおり、立地条件や社会的ニーズに応じて多様な森林に向けた整備を進めることとしています。
	奥山の道の整備などインフラの整備を国で行うべき。	2	第3の1(1)②に記述しているとおり、林道や作業道等を適切に組合せ、より効率的な施業のための路網に重点を置くこととしています。
	施策の読みとりの段階での間違いを防ぐため、「広葉樹林への誘導」の記載については「地元の植生に合った広葉樹林への誘導」などの表現に変更すべき。	1	広葉樹林をはじめ多様な森林への誘導に当たっては、第3の1に記述しているとおり、立地条件や社会的条件を踏まえて推進することとしており、この考えの中で、地域の植生に合った広葉樹林への誘導も行われるものと考えています。
(1) ①広葉樹林化、長伐期化等による多様な森林への誘導	広葉樹林化、長伐期等による多様な森林の整備を実現するための支援施策や低コストに向けた創意工夫を林業者に喚起するための育林技術の開発、経営手法の改善を促進する支援施策を明示する必要。	1	第3の1(1)①に記述しているとおり、森林所有者が施業を選択する場合の目安となるよう、施業方法の提示や効率的な施業技術の体系的な普及等を推進することとしています。
	3世代を要する育成複層林等の長伐期化は山林相続税の軽減策が無くては実現し得ない。	4	税制については、経営実態や経済状況を適切に見極めつつ、今後とも必要な措置について検討して参りたいと考えています。
	現行の森林整備地域活動支援交付金について、一層の環境管理を行う経営体には、対象作業範囲を拡大し、林業経営の再生のために必要となる経費を一括して直接支払う交付金方式や環境管理によって生じる所得のマイナス分を保証する制度などの施策を早急に導入すべき。	4	森林整備地域活動支援交付金については、第3の2(1)①に記述しているとおり、施業の集約化のための働きかけにつながるよう見直すこととしています。
	広葉樹林化等の施業方法の提示や効率的な施業技術の体系的な普及の前に、現場で実施に移せる具体的な施業方法や効率的な施業技術の確立が急がれると考える。	2	多様な森林への誘導に向けた技術については、一定の確立がなされているものの、地域性を踏まえたものとなっていなかったこと、一部の地域にその成果がとどまっており多様な森林整備を行おうとする森林所有者の取組意欲の喚起につながっていないことが要因と考えており、施業技術の体系的な普及を図ることとしています。
	現状での人工林の管理において早急な課題は思い切った間伐の実施である。ボランティアにもできて効果絶大・急激な森林環境の変化をともなわない「巻き枯らし間伐」を国民参加の森林整備の手法として、積極的に採用することを提案する。	2	森林整備を推進するに当たって、間伐の推進も含め、効率的な施業技術の体系的な普及を図ることとしています。

該当個所	意見の要旨	処理の結果	処理の理由等
(1) ③公的な関与による森林整備の促進	真正面から私有林経営が活性化する施策を講じることが最も安価で多様な森林の整備につながるものであり、公的管理の強化には反対。	1	第3の1(1)③に記述しているとおり、公的な関与による森林整備は、森林所有者等が自助努力を行っても適正な整備が進み難い森林について、まず、市町村及び都道府県が、森林組合等の林業事業体による施業等の集約化や間伐の効果的な実施を促進し、それでもなお適正な整備が進み難い森林のうち、公益的機能の発揮に対する要請が高く適正な整備が必要な場合に、公的機関による整備を行うこととしています。
	整備計画が不十分で放置されがちな民有林へ、有効な手立てを講じるべき。	1	第3の1に記述しているとおり、森林の整備及び保全に関する施策を総合的かつ計画的に講ずることとしています。特に、森林所有者等が自助努力を行っても整備が進みがたい森林のうち公益的機能の発揮に対する要請が高く適正な整備が必要な場合には公的関与による森林整備を促進する旨、第3の1(1)③に記述しています。
(1) ④国家レベルの森林資源の管理体制の整備とニーズに応じた多様な森林関連情報の提供の推進	森林組合が公的負担で森林情報を整備し、情報公開の例外として、これを地域社会に広く公開できる仕組みをつくるべき。	1	第3の1(1)④に記述しているとおり、森林関連情報のデータベース化等は重要であると考えています。
(1) ⑦社会的コスト負担	森林整備をより一層促進するためには、関係予算を大幅に増額する必要がある。具体的には2005年度政府予算2,500億円に対して、2,200億円の上積みをはかる必要があり、2007年度の環境税導入に向けた対策を視野に入れた取組が必要。	4	第3の1(1)⑦に記述しているとおり、森林整備等に必要な経費については、今後の社会情勢の変化を踏まえ、国民の理解を得つつ、的確に選択していくことについて検討していくこととしています。
	森林吸収量3.9%を達成するため、環境税導入に向けた対策を視野に入れた取組が必要。	4	第3の1(1)⑦に記述しているとおり、森林整備等に必要な経費については、今後の社会情勢の変化を踏まえ、国民の理解を得つつ、的確に選択していくことについて検討していくこととしています。
(1) ⑧地球温暖化防止への貢献	森林吸収源3.9%の目標のためには、本当にいくらの予算が必要なのかを基本計画に明記すべき。	4	本基本計画は、森林・林業基本法の理念を実現するために、森林・林業に関する各種施策の基本的な方向性を示すものであり、地球温暖化の防止をはじめ、国土の保全、水源のかん養等の森林の多面的機能の発揮のため、重点的に取り組むべき事項や施策の方向性等を総合的に記述しています。なお、毎年の予算については、この基本計画の方向を踏まえて決定されることとなります。

該当個所	意見の要旨	処理の結果	処理の理由等
(2) 国土の保全等の推進 ②国民の安全・安心の確保のための効果的な治山事業の推進	安全・安心の確保のための効果的な治山事業の推進、いわゆる国民を山地災害から守る効果的な治山事業ということならば、予防治山を重点的に推進していくべき。	2	治山事業においては、荒廃地の復旧及び荒廃危険地の整備を行い、山地災害の未然防止に努めてきたところであり、引き続き、第3の1(2)②に記述しているとおり、山地災害の危険性が高い地区の的確な把握とともに、予防治山事業を含め、国有林と民有林を通じた計画的な事業の実施等を通じて、効果的な予防対策に努めたいと考えています。
	今年の梅雨時の豪雨は、地球温暖化による気象の変化が関与していると思われる。温暖化防止だけでは、森林の保全は追いつけない状態になりつつあると思われ、これからは地球温暖化防止対策だけでなく、温暖化対策も並行して実施していくことが必要。 そのため、山地災害対策の位置づけ等を明確に表示し、目標値を定めて山地災害危険地区の早期解消を行うとともに、地域住民へ山地災害危険地区を開示し、避難体制の整備等の対策も併せて早急に実施すべき。	1	第1の1(2)に記述しているとおり、局地的な豪雨の頻発等による山地災害などが発生していることや、多雨年と少雨年の降水量差が拡大傾向にあることから地域的な洪水や渇水も発生しやすい状況にあることを踏まえ、第3の1(2)②に記述しているとおり、治山事業の推進に当たっては、近年の山地災害の発生形態の変化を踏まえ、山地災害の発生の危険性が高い地区的的確な把握とともに、国有林と民有林を通じた計画的な事業の実施等を通じて、効果的な事業実施に努めることとしています。 また、山地災害危険地区に係る情報の提供等を通じて、地域における避難体制の整備等と連携することにより、減災に向けた効果的な事業の実施を図ることとしています。
(2) ③優れた自然環境を有する森林の保全・管理の推進 (第3の4)	森づくりの超長期の方向性を森林管理局ごとに即地的に示した「エコロジカル・ネットワーク形成指針図（計画期間100年）」の作成を検討すること。	2	森林法に基づき、森林計画区ごとに長期を見通した森林計画を策定することとされています。
	世界自然遺産についても、林野庁として積極的に関与していくことが重要と考える。	1	第3の1(2)③及び4に記述しているとおり、世界自然遺産の登録地等についても、原生的な天然生林や貴重な野生動植物の生息・生育地等となっている森林として、適切な保全・管理を推進していくこととしています。
(2) ⑤野生鳥獣の生息動向に応じた効果的な森林被害対策の推進	野生鳥獣による森林被害は、一般論ではなく、正確な生息数の調査、地域社会の理解が得られる合理的な生息数管理方式の導入基準の作成など、関係省庁と連携した広範囲な対策を確立することを念頭に置いた記述とすべき。	1	第3の1(2)⑤に記述しているとおり、野生鳥獣による森林被害対策については、野生鳥獣の被害や生息の動向に応じた広域的かつ効果的な森林被害対策を推進していくとともに、施策の実施にあたっては関係省庁との連携・協力を図りながら進めいくこととしているところです。
	過剰な獣畜類の繁殖は自然の生態系を乱すので早急に処置すべきであり、罠など具体案を検討すべき。また害虫の被害も世界的に発生しており、自然団体とも連携し、常時の観察とすばやい対応が必要。	2	第3の1(2)⑤に記述しているとおり、野生鳥獣による森林被害対策については、野生鳥獣の被害や生息の動向に応じた広域的かつ効果的な森林被害対策を推進することとしており、状況に応じた的確で効果的な方法を選択することが必要と考えています。 また、松くい虫等の病害虫防除対策においては、同④に記述しているとおり、被害拡大の先端地域における防除対策の重点化や地域の自主的な活動との連携強化を一層推進することとしています。

該当個所	意見の要旨	処理の結果	処理の理由等
(3) 技術の開発及び普及	施業放棄の解消やコストダウンに向けて、変化のない育林体系を科学的な技術の研究集積によって、実践的で思い切った合理化につながる研究体制の早急な構築を念頭に置いた記述とすべき。	2	第3の1(3)に記述しているとおり、今後、森林、林業及び木材産業分野の研究・技術開発や林木育種に関する戦略を策定することとしており、具体的な取組についてはその過程で検討することとなります。
(4) 森林を支える山村の活性化 (第3の1(2)①)	40才以下の定職に付けずさまっている若者を集めて教育し、森林の間伐など保守管理に当たってもらい、山村の活性化と共に空家が多い山村に安住してもらうことを提案。	2	第3の1(4)に都市部のUJTIターン者等の山村への定住を促進するための施策を、第3の2(2)①に若年層を中心とした就業者の確保・育成に関する施策を記述しています。
(6) 国際的な協調及び貢献 ②違法伐採対策の推進	「地方公共団体、森林・林業・木材産業関連団体・関連企業、木材製品調達産業団体・関連企業、消費者等に対して「違法に伐採された木材は使用しない」ことの重要性についての普及及び啓発活動等を推進する」 (普及啓発の手段がインターネットなど多様になっているので、対象を団体のみに限定するのは適切ではない。また、供給側の木材産業だけでなく調達側の家具、文具、住宅などの各産業への啓発が重要。)	3	御趣旨を踏まえ、次のとおり修文します。 地方公共団体、森林・林業・木材産業関連団体、企業、消費者等に対して「違法に伐採された木材は使用しない」ことの重要性についての普及及び啓発活動等を推進する。
(第3の3(3))	木材の供給目標を達成するためには、より効果的な違法伐採対策を推進するとともに、具体的な国産材利用対策を樹立する必要。	1	「違法に伐採された木材は使用しない」ことの重要性のPR等違法伐採対策を進めるとともに、企業や消費者への集中的なPRや木材輸出等木材需要拡大を推進することとしています。
2 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策	日本の森林が荒廃し、林業が衰退したのは林業関係の近代化の遅れと、価格政策の無さが森林・林業の魅力を失はせた結果であり、山村も崩壊している。その価格政策について説明が殆ど記載されていない。 改革の道筋が明確なら国民も納得するだろうし、環境税など納得させる迫力ある案を示して欲しい。	4	林業生産活動の停滞は、木材価格の下落等による林業の採算性の悪化等が原因であり、今後、生産、流通、加工コストの縮減を図り、収益を山元へ還元していくことが重要であると考えています。なお、直接的な木材の価格支持政策についてはWTO上困難なものであると考えています。また、環境税等の新たな財源については、第3の1(1)⑦で検討していくこととしています。
	着実な森林整備を実施するために、林野庁が必要と算定した林業労働者6万人を確保するべき。	2	前計画策定段階において平成22年度の林業就業者数を5.5-6.0万人程度と試算したところですが、林業就業者数が減少傾向にあることから、林業就業者の確保・育成に向け、第3の2(2)で掲げる施策を進め、必要な就業者を確保していくこととしています。
	不安定な経営状態にある多くの林業事業体に対して育成対策を講じるべき。	1	林業事業体の育成に向け、第3の2(2)、第3の3(1)に掲げている施策を講じていくこととしています。
(1) 望ましい林業構造の確立	わが国の林業事業体は、2000年度で7,340事業体となっているが、効率的かつ安定的な林業経営を担える事業体の目標値は1,012事業体とされており、森林整備等を担える林業事業体の育成対策が必要。	1	林業事業体の育成は重要な課題であり、需要者ニーズに対応した木材の安定供給を行うことのできる事業体の育成に向け、第3の2(2)、第3の3(1)に掲げている施策を講じていくこととしています。

該当個所	意見の要旨	処理の結果	処理の理由等
(1) ①林業経営の規模の拡大等	施業の集約化施策は、将来に亘って経営そのものの受託が継続実施できる契約を締結するなど、実態を伴う集約化に限定した取り扱いとすべき。	1	記述にあるとおり、長期的な施業委託等が円滑に進むよう、森林組合等の林業事業体から森林所有者に対し、施業内容やコストを明示する提案型の施業の普及及び定着を進めていくこととしています。
	森林整備地域活動交付金制度を活用して「施業の集約化のための働きかけ」を集約化推進事例として優遇する措置を検討しているように受け取れる記載であるが、基本的には、森林所有者が補助金や交付金を地方自治体に直接請求し、その使途の説明責任を果たして、自己の森林を適切に管理できるような施策が最も望ましいことである。 従って、優良な推進事例の第1順位は、所有面積の大小を問わず経営が危機に瀕していることを直視し、自立経営の維持とし、第2順位を「実態を伴う集約化」とすることを念頭において記述とすべき。	2	所有規模にかかわらず林業生産活動が停滞している情勢を踏まえて、林業生産コストの低減、収益性の向上を図ることとしています。なお、補助金や交付金の請求・交付については、その目的や内容に応じて適切な運用が図られるよう努めて参りたいと考えています。
(2) 林業労働に関する施策	林野庁は、「着実に森林整備を実施するためには最低でも労働者数は「6万人」の確保が必要」とされているが、今年6月30日の「国勢調査速報値」では、2005年度で52,000人となって、林野庁が当初見込まれた数より相当数の減少となっている。この実態を考えると林業労働者の確保について、若年層の確保・育成を含め実効ある対策を早急に行う必要。	1	前記画策段階において平成22年度の林業就業者数を5.5-6.0万人程度と試算したところですが、林業就業者数が減少傾向にあることから、林業就業者の確保・育成に向け、第3の2(2)で掲げる施策を講じていくこととしています。
	森林整備を着実に実施するためには、林業労働者確保が喫緊の課題であり、早急な確保対策を明記する必要。	1	林業就業者数が減少傾向にあることから、林業就業者の確保・育成に向け、第3の2(2)に掲げる施策を講じていくこととしています。
	緑の雇用対策事業の拡大とその定着に向けた改善が必要であると共に、賃金・労働条件等など地位向上に向けた対策が必要。	1	林業就業者数が減少傾向にあることから、林業就業者の確保・育成に向け、第3の2(2)に掲げる施策を講じていくこととしています。
	担い手の確保のためのU/Iターン希望者への情報提供や橋渡し的機能の充実をどのように進めていくのか検討願いたい。	1	担い手の確保については重要な課題と認識しており、第3の2(2)①において記述しているところです。
	日本の林業労働力は減少・高齢化が極限に達している。国勢調査では当初見込みより相当数の減少となっていることから早急に対策をとることが必要。	1	林業就業者数が減少傾向にあることから、林業就業者の確保・育成に向け、第3の2(2)で掲げる施策を講じていくこととしています。
	森林・林業を巡る現状、期待される効用については、(案)に記されている通りであるが、現実的な課題としては林業労働者の量的・質的確保が必要である。	1	林業就業者数が減少傾向にあることから、林業就業者の確保・育成に向け、第3の2(2)で掲げる施策を講じていくこととしています。

該当個所	意見の要旨	処理の結果	処理の理由等
	現実に山に向かうとき人力に頼らざるを得ない作業（直接作業者）があること、安全作業・作業指導をマネジメントするもの（技術者）が必要であること等について、国民のコンセンサスを得つつ「林業労働者」の育成を毎年の施策に反映し実現すること。	1	林業就業者数が減少傾向にあることから、林業就業者の確保・育成に向け、第3の2(2)で掲げる施策を講じていくこととしています。
	人材の育成にあたり、緑の雇用のように森林組合を中心とした方法のみならず、質の高い労働力の育成ができる民間に委ねることも必要。	1	林業就業者数が減少傾向にあることから、林業就業者の確保・育成に向け、第3の2(2)で掲げる施策を講じていくこととしています。
(4) 林業災害による損失の補てん	林業は自然災害を受けやすい産業であり、特に台風による風倒木被害は木材の消失による損害に加え、その処理に伴う市場価格の下落という2重の被害が発生する。単に「林業災害による損失の補てん」のみならず、風倒被害木の搬出、利用対策等、国が行うべき施策が抜け落ちている。	1	自然災害への対策として、第3の2(4)林業災害による損失の補てんのほか、まず、災害に強い多様で健全な森林を整備していくことが必要であり、第3の1(1)に掲げる施策を講じていくこととしています。また、災害等による被害木についても有効利用していくことが重要であり、第3の3(2)①及び(3)③において林地残材等の未利用木材を総合的に利用していくための施策を講じていくこととしています。
3 林産物の供給及び利用の確保に関する施策	零細林家、不在地主を纏め規模を拡大し、近代技術と機械を有効に使うと共に、製材始め流通ロットの拡大を図り、流通コストの削減をして現在の社会に通用する産業として育成する舵取りをすべき。	1	第3の2(1)①や第3の3で掲げた施策を推進し、林業・木材産業の再生に取り組んで参りたいと考えています。
	違法伐採に対する効果的な対策を進めるとともに、具体的な国産材利用対策を進める必要。	1	「違法に伐採された木材は使用しない」ことの重要性のPR等違法伐採対策を進めるとともに、企業や消費者への集中的なPRや木材輸出等木材需要拡大を推進することとしています。
	日本林業再建でOSB工場の役割は製材背板の利活用だけでなく、製材に不適当な材（風倒木、流木等）の利活用にもつながっている。林業の持続的経営の為にはこの小径木間伐材の製材と価値化体系を確立する必要がある。	2	御意見のとおり、製材に不適な材の利活用を進めることは重要であると考えております、第3の3(2)①において、製材工場残材の発生等最小限にとどめ、生産された木材の有効利用を一層推進するとともに、第3の3(3)③において未利用材を総合的に利用していくための施策を講じていくこととしています。
	森林・林業計画（案）では製材所の大型化を検討しているが、少ない資金で効率化を目的に製材工場の高度化と、工場稼働率7,560h／年を前提とした「日本林業再建の為の間伐材の価値化体系」を提案。これらの川下整備の所要資金は7兆円に達し、この為には民間資本の導入を前提とした森林債の発行が必要。森林債を発行するには、儲かる林業への政策転換が必要。そのキーワードはバイオマス発電とOSB工場の建設である。	2	国産材の利用拡大のためには、木材産業の競争力の強化が重要であると考えております、第3の3(2)①において、高い事業効果の見込まれる事業者への支援の集中や生産された木材の有効利用を一層推進することとしており、さらに、第3の3(3)③において未利用材を燃料や木質ボード等の原料として総合的に利用していくための施策を講じていくこととしています。

該当個所	意見の要旨	処理の結果	処理の理由等
	「このため、最近の国産材の利用量の増加の兆しを踏まえつつ、木材とりわけ国産材の利用拡大を軸とした林業及び木材産業の再生を実現するため、次に掲げる施策を講ずる」	2	森林の有する多面的機能の発揮と表裏の関係にある林産物の供給及び利用に関する施策を記述しているところであることから、国産材の利用拡大を軸としているところです。
	木材需要量に比べ、供給量が極端に少ない国産材の利用促進を図るべき。	1	国産材の供給量目標を、現状17百万m ³ の実績に対し、35%アップの23百万m ³ としているところであり、その利用量を確保するために、木材の安定供給体制の整備、木材産業の競争力の強化、消費者重視の新たな市場の形成と拡大を柱として取り組むこととしています。
3 (1) 木材の安定供給体制の整備	民一国の連携をうたってあるが、地域によっては、県域をまたがった民一民、国一国の連携も重要であることを付記しておく必要。	2	木材の安定供給が重要であるとの考えに立って、民有林と国有林の連携や民有林における施業等の集約化を通じた伐採可能な森林の取りまとめによる立木としてのストックの確保について記述しています。
(2) 木材産業の競争力の強化 ①製材・加工の大規模化のための支援の選択と集中	スギアカネトラカミキリ等の被害材についてもラミナや一般建築用材として積極的に有効利用し公共資材としても利用活用すべき。	2	被害木の有効利用も重要であり、第3の3(2)①及び(3)③において林地残材等の未利用木材を総合的に利用していくための施策を講じていくこととしています。
	「①製材・加工の大規模化のための支援の集中 国産材の安定的な需要を確保するため、既存の流通加工業界への影響に配慮しつつ、大規模需要者等への販売を念頭に…」	4	国産材の生産、加工及び流通が小規模・分散的・多段階であること等により需要者ニーズに十分対応できていないとの検証結果を踏まえた記述としているところです。
(2) ②消費者ニーズに対応した製品開発や供給・販売戦略の強化	「さらに、製品の供給に当たっては、品質管理を徹底し乾燥材等の品質及び性能の明確な製品の安定供給を推進するとともに、JASマーク等による品質及び性能の表示を促進する。」	3	御趣旨を踏まえ、次のとおり修文します。 さらに、製品の供給に当たっては、品質管理を徹底し、乾燥材等の品質及び性能の明確な製品の安定供給を推進するとともに、JASマーク等による品質及び性能の表示を促進する。
(3) 消費者重視の新たな市場形成と拡大	近年問題化している違法伐採材の輸入・使用に係る効果的な対策が必要になっていると共に、国産材の利用促進に向け、公共施設への積極的な使用や国産材使用に係る助成、さらに地域段階で取り組んでいる森林認証制度により搬出される木材への支援措置など具体的な対策がなければ、総体的に安定的な供給・森林整備につながらない。	2	違法伐採対策として、「違法に伐採された木材は使用しない」ことの重要性のPRを進めるとともに、国産材の利用拡大に向け、公共分野での木材利用の推進をはじめとする消費者重視の新たな市場形成と拡大を推進することとしています。
	P2に「今後20年程度を見通して定めるもの」とあるが、そういう长期の視点で一番気になるのは、今の小中学生の意識。もっと子どもたちに木材はカーボンニュートラルな材料であることを理解してもらう必要。	1	御意見のとおり、小中学生への木材の良さやその利用の意義の普及は重要であると考えており、第3の3(3)①において記述しています。

該当個所	意見の要旨	処理の結果	処理の理由等
	現在製材木屑は無価値に近く、バークは処理費用を払って処理しているのが現状。製材木屑（バークとおが屑）を製材品の乾燥熱源として利活用する事が、日本林業再建の第一歩。	2	御意見のとおり、木屑等の熱エネルギーとしての利用が重要であると考えております、第3の3(3)③において未利用材を総合的に利用していくための施策を講じていくこととしています。
(3) ①企業、生活者等のターゲットに応じた戦略的普及	市民そして親や児童の木材に対する親しみや木の文化への理解を深めてもらうためには、「木育」という言葉が市民権を得ることが大変重要であり、文言を入れ込むべき。	3	御趣旨を踏まえ、次のとおり修文します。 さらに、市民や児童の木材に対する親しみや木の文化への理解を深めるため、 <u>多様な関係者が連携・協力しながら、材料としての木材の良さやその利用の意義を学ぶ、「木育」とも言うべき木材利用に関する教育活動を促進する。</u>
	新築、増改築において、内地材を使用する場合補助金を付けるべき。建った家自体が内地材の良さの啓蒙活動になり、内地材の大幅な消費増になり、それによって山も荒れないと思う。	2	国産材の需要を拡大することが重要と考えております、消費者ニーズに対応した製品の開発やターゲットに応じた戦略的普及を推進することとしています。
	きのこについては、消費者ニーズに即した新品種の開発・供給を付記することが必要。	2	第3の1(4)②に記述しているとおり、消費者への情報提供とともに、資材の安定的な確保、売れる商品供給のための品質の確保等に取り組むこととしています。
	「(3) 消費者・需要者を重視した市場形成と拡大 ①企業、生活者等のターゲットに応じた戦略的普及 木材とりわけ国産材の需要を拡大するためには、消費者・需要者の価値観の形成による製品が売れる環境づくり等への戦略的な取組が重要である。」	2	消費者重視の新たな市場形成と拡大については、工務店への働きかけが中心で最終消費者への働きかけが不十分であるとの検証結果を踏まえた記述としているところです。
	「このため、木材が再生可能であり製造過程の省エネルギー性などエコマテリアルであることに加え、国産材利用の推進が京都議定書の目標達成のために、木材利用の意義、木材の良さ、我が国の木の文化等について、一般消費者・需要者に分かりやすく、直接訴えるなど国民への集中的な普及を推進する。」	2	木材利用の意義に含まれるものと考えています。
	「このため、国産材利用の推進が、輸送過程の環境負荷を削減するほか、京都議定書の目標達成に必要であることをはじめとした木材利用の意義、木材の良さ、我が国の木の文化等について、一般消費者に分かりやすく、直接訴えるなど国民への集中的な普及を推進。」	2	京都議定書の目標達成に必要であることをはじめとした木材利用の意義に含まれると考えています。
	「さらに、市民や児童の木材に対する親しみや木の文化への理解を深めるため、業界内外の専門家の育成に努めるとともに、材料としての木材の良さやその利用の意義を学ぶ木材利用に関する環境教育活動を促進する。」	2	環境教育活動の促進に含まれるものと考えています。

該当個所	意見の要旨	処理の結果	処理の理由等
(4) 林産物の輸入に関する措置	「世界有数の林産物の輸入国として、各国の森林が持続可能に管理され、合法的に生産された木材が適正に輸入されることを旨として、二国間、多国間の国際的な枠組みの中で、輸出国への働きかけと連携の強化、外国との会合の場等における情報収集情報交換の推進、海外における生産供給動向等の情報収集、分析の充実等の国際的連携を図っていく。」 (海外に向けたメッセージとなることを考えると、なるべく国際的な文脈で理解しやすい文言にしておくべき。)	2	森林・林業基本法26条の趣旨に沿った記述としており、原文どおりとさせていただきます。
5 団体の再編整備に関する施策	タイトルを「森林組合系統団体の再編整備に関する施策」とすべき	4	森林・林業基本法28条に沿った記述としており、原文どおりとさせていただきます。
第4 森林及び林業に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項 2 財政措置の効率的かつ重点的な運用	「新たな施策を講じるに当たっては新たな施策に伴う負担の必要性について国民の理解と納得を得る観点から、将来の負担の見込みを含め、国民に分かりやすく提示するよう努める。」 (新たな施策は新たな行政の必要性から生まれるものであり、その事業の実施に必要な負担の合理性について、国民への理解と納得を得る観点からの努力は必要であるが、必要ななくなった既存施策の廃止・見直しの徹底は、それとは関係なく常にに行うべきものであり、両者は本来無関係のものではないか。)	1	新たな施策を講じるに当たっては、必要に応じて既存施策のうち、必要性がなくなったものや低下したものの見直し・廃止を行うことを記述しています。
全般	もっと具体的なビジョンがほしい。近年白書で「具体的な事例」の記述があるが、そういった具体的な目指す方向が感じ取れるものが「攻めの林政」に繋がると思う。 政府は公共事業の縮小を方針化しているが、環境問題等にかかる森林・林業・木材産業の部門に対しては他の公共事業と同じような削減対応は問題かと考える。地域の実情を十分に踏まえて、必要な予算については、確保するよう努力されることを期待。	2 2	本基本計画は、森林・林業に関する各種施策の基本的な方向性を記述するものであり、個別具体的な事例等を掲載することは困難と考えますが、引き続き国民の皆様に理解いただけるようPR活動に努めて参ります。 なお、地域の実情に応じた森林の整備等の方向付けは、地域森林計画等において明らかにされます。
	具体的かつ先進事例などを広く紹介できればと考える。末尾に事例の一覧表を添付する方法もある。	4	本基本計画は、森林・林業に関する各種施策の基本的な方向性を記述するものであり、個別具体的な事例等を掲載することは困難と考えますが、引き続き国民の皆様に理解いただけるようPR活動に努めて参ります。

該当箇所	意見の要旨	処理の結果	処理の理由等
	適切・的確・適した・必要に応じ・多様化など、具体的な事例を列挙しながら使用すれば理解が深まる。また、表に加えてグラフなどを加えると、より一層理解が深まる。	4	本基本計画は、森林・林業に関する各種施策の基本的な方向性を記述するものであり、個別具体的な事例等を掲載することは困難と考えますが、引き続き国民の皆様に理解いただけるようなPR活動に努めて参ります。
	森林計画制度について、民有林におけるこの計画の作成は不十分。全国森林計画に沿った森林整備が行える体制を整備することが必要。	4	全国森林計画に沿った森林整備の実行体制の整備については、地域の実情を踏まえて行われるものと考えています。
	検討の基本的な考え方について、前轍を踏まない要件として、①前計画のシナリオが実現しなかった要因の背景にある情勢を客観的かつ、厳しくみること。②対策はより具体的であること、が最も重要。 この計画が一層充実した内容となるよう対策を進めるとともに、実際にあたっては、計画に基づいた森林整備を行える体制が必要。	1	前計画のシナリオが実現しなかった背景等については第1及び第2に、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策については第3に記述しています。
	生物多様性保全と気候変動対策の相互連関－国際制度と国内政策を比較・評価する（論文の提出）	4	いただいた論文について、御意見に該当する部分を正確に判断しかねるため参考として受け取らせていただきました。